

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

【民事執行法・民事保全法・倒産法】

1

民事執行法・民事保全法・倒産法に 関する知識を悪用した「巧みな罠」に注意

林 圭介

【会社法】

2

定時株主総会を見据えた 定款・株式取扱規程・取締役会規則の見直しポイント

尾形 優造

【消費者裁判手続特例法】

3

消費者裁判手続特例法と企業対応

小林 直弥

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【民事執行法・民事保全法・倒産法】

民事執行法・民事保全法・倒産法に関する知識を悪用した「巧みな罠」に注意



大江橋法律事務所 弁護士
林 圭介

▶ PROFILE

keisuke.hayashi@ohehashi.com

第1 はじめに

民事執行法・民事保全法・倒産法の分野は、いわゆる最先端の分野というわけではありません。ただ、意外と誤解しやすい箇所が多いです。最先端の分野については、判例や論文などを研究する機会が多いです。それと比較すると、民事執行法・民事保全法・倒産法の分野は、何となく分かった気になって、実は重要な問題を誤解していることに気づくこともあると思います。専門的に法学を学ぼうとする学生でも、民事訴訟法は受講するものの、民事執行法・民事保全法・倒産法の受講者数はかなり少ないのが実情です。

そこで、今回は、これらの法分野の知識を悪用した「巧みな罠」に注意すべき事例を紹介します。対話形式による記載をします。Q (Question) が問題提起をして、A (Answer) が回答をするという議論を通じて、色々な角度から問題点を掘り下げていきます。

第2 「巧みな罠」の事例検討

① 債務者破産を契機とする「権利の逆転現象」

A: 「巧みな罠」を検討する前提として、債務者破産を契機とする「権利の逆転現象」について議論をしましょう。

Q: 「権利の逆転現象」という衝撃的なテーマですね。最初は優先していた権利が、債務者破産を契機に劣後する権利に転落するということですね。

A: そのとおりです。優位する権利と劣後する権利が、債務者の破産によって逆転するということです。

Q: 債務者が破産したからといって、優先していた権利は、少なくとも相対的に優先する地位を維持できるのでしょうか。

A: そうではありません。これに関連して注意を要する問題が生じます。それでは議論を始めましょう。

② 「Xによる仮差押登記」の直後に設定された「Zによる譲渡担保を原因とする所有権移転登記」

A: XがYに貸金債権があるとします。Xはこれから貸金返還請求の訴えを提起する予定です。仮にXが勝訴しても、Yの資産状態によっては債権の回収に困難を来します。Yに所有不動産Pがあることが判明したとして、Xとしてはどうしますか。

Q: Yの不動産に仮差押命令を得て仮差押登記をします。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

A：そうですね。権利の保全ですね。その直後にZがYに対して貸金債権を有するとして譲渡担保権設定契約をして、Pに対して譲渡担保を原因とする登記をしたとします。どのような登記をしますか。

Q：譲渡担保権設定登記ではないですか。

A：譲渡担保権設定登記ですか。

所有権移転登記ではないですか。

Q：そうでした。譲渡担保を原因とする所有権移転登記でした。Zの譲渡担保はXによる仮差押登記の後に設定されています。本執行である差押登記はされていません。差押登記の前段階の仮差押登記には、どのような効果がありますか。

A：仮差押えの効力にも差押えと同様の効力があり、仮差押えにも処分禁止効があります（民事保全法47条5項、民事執行法46条2項）。Zの譲渡担保は、Xの仮差押登記の後に設定されています。ZはXに対しては譲渡担保権の効力を主張できません。

Q：Xは一般債権者であり担保権者ではありません。これに対してZの権利は一般債権に優先する担保権です。それなのに、Zは自己の担保権を一般債権者であるXに主張できないのですね。

A：仮差押登記後に債務者が行った処分は「相対的無効」になり、「債務者の処分」をXに主張できなくなります。

Q：「債務者の処分」というのは、債務者YによるZに対する譲渡担保権設定行為ということですね。「Xに主張できない」というのは、Xに対する関係で「相対的無効」なのであって、絶対的無効なのではないということですね。

A：そのとおりです。仮にXが仮差押えの申立てを取り下げたとします。そうすると、Zの譲渡担保権を、仮差押登記のなくなったXに対して主張できるようになります。

Q：Xが貸金返還請求訴訟で勝訴の確定判決を得て、これを債務名義としてPに対する本執行である強制執行をした

とします。Xの債権が5000万円、Zの債権が7000万円、Pの強制競売（民事執行法45条1項）により3000万円が配当可能になったとすれば、Xが3000万円の配当を受領して終了ですね。

A：Zは譲渡担保権をXに主張できないので、そうなります。

③ 債務者Yの破産によるXとZの「権利の逆転現象」

A：「権利の逆転現象」の問題に入りましょう。Xによる強制競売の手続中に、債務者Yに破産手続開始決定があった場合の議論をしましょう。

Q：Xの貸金債権は破産債権（破産法2条5号）になります。Xが実行している強制執行は破産債権によるものです。破産による影響がありますね。

A：破産債権は個別の権利行使が禁止されます（同法100条1項）。個別の権利行使が禁止される結果、破産手続開始時にすでにされている強制執行も失効します（同法42条2項本文）。

Q：Zの譲渡担保権の被担保債権は破産債権です。しかし、譲渡担保は担保権なので別除権として、破産開始後も権利行使が可能ですよ。

A：Zの譲渡担保権は、別除権として破産手続によらずに権利行使が可能です（同法2条9号、65条1項）。その結果、Zは担保不動産競売（民事執行法180条1号）を実施して、優先弁済を受けられます（破産法100条1号の「特別の定め」に該当）。

Q：そうすると、Pの担保不動産競売による3000万円は、全てZに配当されるのですね。Xの権利とZの権利は完全に逆転しますね。

A：これが「権利の逆転現象」です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 「権利の逆転現象」を悪用する「和解提案」の「罠」

A：それでは、「権利の逆転現象」を悪用する「和解提案」の「罠」という本題に入りましょう。Yの破産がなければ、Pの競売による配当金から、Xが全額の配当を受けられました。Yが破産すると、Zが全額の配当を受けて、Xはゼロになってしまいます。これが「権利の逆転現象」です。ここで注意しておく必要のある問題があります。YによるZに対する譲渡担保権設定は、Xによる仮差押登記の直後でしたよね。何か気になりませんか。

Q：Xによる仮差押登記がある以上、Zに対する譲渡担保権設定は「相対的無効」なので、Xに対して効力を主張できません。それなのに、Xによる仮差押登記の直後に、Zは譲渡担保を原因とする所有権移転登記をしています。Xに対して権利行使ができないのに、慌てて譲渡担保権の設定をする。確かに、何か気になりますね。

A：仮に、Zが慎重な債権者であれば、Yに対して7000万円もの債権があるのであれば、事前に譲渡担保を設定すると思いませんか。

Q：Xによる仮差押登記の直後に、慌てて登記をしているくらいです。Xに仮差押登記をされるよりもっと早く、Zが登記をしてもおかしくないですね。

A：抵当権設定登記であれば、登記簿に被担保債権の発生時期や債権額などの記載が必要です。しかし、譲渡担保を原因とする登記の場合には、原因債権に関する記載は不要です。そのため、被担保債権がいつ発生したのか、債権の総額がいくらかなどが、登記簿上では全く不明なのです。この点も気になりますね。

Q：そうなのですね。Zが本当に被担保債権を有する上で譲渡担保を原因とする登記をしたのか。何となく怪しい感じもしてきました。

A：本件のような事案で、本当に被担保債権があり、譲渡担

保契約を締結する事案もあります。ただ、かなり怪しい事案があることも事実です。本件のような事案で、債務者であるYからXに対して、次のような「怪しい和解提案」がされることもあります。実は、これが「罠」なのです。特に気を付けなければなりません。

5 債務者からの「怪しい和解提案」の「罠」

A：Xによる仮差押えから強制執行手続完了までの間に、Yから「Yは資金繰りに窮しています。近いうちに破産の申し立てをする予定です。Xのほかにもかなり多くの債権者がいます。仮にYが破産になるとすると、Xの破産配当額は、おそらく200万円にも満たないと思われれます。そこで、今であれば、Xに400万円を支払うことが可能です。YがXに400万円を支払うのと引き換えに、Xによる強制執行を取り下げてもらえないでしょうか」とする和解提案があったとします。Xとしてはどうしますか。

Q：Yが破産すると200万円しか配当がありません。倍額の400万円で和解することは、一見すると有利に思えますよね。

A：Yが本当に破産するのであればそうですね。その場合であっても、予想破産配当額の2倍もの支払を受ける和解をすることの問題については、後で議論をしましょう。ところで、Yは本当に破産すると信じていいと思いますか。

Q：言われてみればそうですね。何か引っかかりがあります。

A：Yの提案どおりの和解をしたのに、Yが破産しなかったとします。この場合、Xの権利はどうなりますか。

Q：Xは、和解条件に従って強制執行を取り下げています。そうすると、Yが破産しないのであれば3000万円の配当を受けることができたのに、和解金の400万円しか受領できません。ただ、Xとしては、Yが騙して和解をしたとして、詐欺による取消し（民法96条1項）ができませんか。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

A：おそらく、和解契約書には、単に「YはXに解決金として400万円を支払う。Xは、解決金の受領と引き換えに強制執行を取り下げる。XとYの間には、他に何らの債権債務がないことを確認する」とのみ記載するのだと思います。

Q：和解契約書には「Yが近く破産申立てをする前提」であることは記載されないのですね。

A：もちろんそうなりますね。したがって、Yは、「Xを騙してなどいない」と確実に主張してきます。ただ、詐欺による和解契約の取消しが認められる可能性はもちろんあります。

Q：しかし、そうなったとしても、XがYから残額を回収できるようになるかは別問題ですね。

A：そのとおりです。Yの他の資産から回収することが可能であるとしても、このような「破産するといながら破産せずに、Xの優先的な権利を放棄させる」ような「虚偽の提案」をするYです。他の資産を隠してしまっている可能性が極めて高いです。

Q：確かにそうですね。仮に他の資産から回収するにしても、調査などに多大な時間や費用がかかりますね。そうならないための権利保全である「仮差押え」でした。しかし、それが機能しなくなってしまいますね。

A：ここが重要な点なのですが、「強制執行の取下げを和解の条件」としていることに違和感はないですか。そもそも、本当にYが破産をするのであれば、「強制執行の取下げを和解の条件」とする必要はありますか。

Q：本当に破産手続が開始するのであれば、「Xの強制執行は、Yの破産手続開始によって自動的に失効」するのではたね。あえて、破産の前に強制執行を取り下げる必要はないですね。

A：そうなのです。これこそがYによる「罠」なのです。

Q：なるほど。本当にYが破産するつもりであれば、「Xの強制

執行は自動的に失効」します。わざわざ「強制執行の取下げを和解の条件」とする必要など全くないですね。

A：「強制執行の取下げを和解の条件」としていること自体が、「Yには本当は破産するつもりなどありません」と言っているようなものです。「破産を前提とする和解提案」と言いながら、その提案条件の中に「本当は破産するつもりがない」という矛盾したことを「同時に述べている」のと同じです。「和解提案」が「罠」であることを、「提案条件」の中で「明示的に述べている」という意味では、「巧妙な罠」ではなく、実は「稚拙な罠」なのです。

Q：しかし、Yから「近い時期に破産する」という前提で和解提案があると、そのまま信じてしまいそうな気がします。翌日に破産されてしまえば、200万円しか回収できません。このような状況を突然知らされれば、Xとしても慌ててしまいます。そうすると、このような和解提案自体が「巧妙な罠」であるといえると思います。

A：確かにそのとおりです。最初にも述べました。一般的に、民事執行法・民事保全法・倒産法の分野については、必ずしも精通していないことも多いです。そうした中で、「破産」という「一種の緊迫状態」を前提として、「Yが破産するので、その前に、Xにとって少しでも有利な和解提案をします」と持ちかけられると、Xとしては平常心を失いかねません。

Q：おそらく、このような提案をしてくるYは、かなり「場慣れしている」感じがしますね。

A：おそらく、そのような「罠」を提案する協力メンバーが背後にいると思われますね。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

6 YとZの共謀の可能性

Q:ここで気になるのは、YとZの関係です。これまでの議論を前提にすると、本件の和解提案には、Zも関与しているようにも思えますね。

A:そのとおりです。

Q:そもそも、Zは本当にYに対して債権を有しているのですかね。

A:そこが問題です。先ほども述べましたが、Zの担保権は、登記簿に被保全権利の内容が一切記載されない譲渡担保を原因とするものです。

Q:債権の存在を偽装しやすい手続を利用したという可能性ががありますね。

A:ZがYに対して本当に債権者である可能性があることも否定はできません。しかし、これまで議論してきた経緯からすると、YとZは一体となって行動している可能性が高いです。

Q:仮にYとZが共謀しているとすれば、3000万円を回収したZが、一定の手数料を受け取った上で、Yに返金するのでしょうかね。

A:そうなりますね。「巧妙な罠」がなければ、YはPの所有権を失い、競売の配当金3000万円は全てXのものでした。それが、Xが「巧妙な罠」に引っ掛かると、3000万円がほとんど丸々、Yの手元に戻ってくることになります。

Q:この場合、Pを競売にしないことも考えられますね。例えば、Zに対してPを代物弁済するなどです。

A:そのとおりです。競売にすると時価よりも低額で競売されてしまいます。Zに対してPの所有権を移転する手段として代物弁済は十分にあり得ますね。

Q:YとZが一体であれば、Pの所有権をZに移転しておくことは、Yにとって問題ないですからね。

7 和解受諾が否認権行使の対象となる危険性

A:今までは、「Yが破産しなかった」前提で議論をしました。しかし、最後に、念のため、Yが本当に破産してしまった場合のことを議論しましょう。この場合、破産の直前にXがYから400万円の弁済を受けることに問題はないですか。

Q:Yが破産状態にあることをXが認識した上で、予想配当額が200万円であると告げられたのに、400万円を受け取ったことの問題ですね。

A:破産法上、何か問題になりませんか。

Q:否認権の問題があります。

A:偏頗行為否認である「支払不能後の義務行為」(破産法162条1項1号)に該当する可能性があります。

Q:本当にYが破産したのであれば、400万円の支払を受けておいて良かったと、一瞬は思いました。しかし、否認権行使の対象になる可能性があるのですね。Xとしては、このような和解に応ずるということは、Yが破産してもしなくても、踏んだり蹴ったりですね。

A:そのとおりです。債権者として、債務者から色々な提案を受けることがあると思います。しかし、慎重に検討しないと、後になって予想もしないような大きな不利益を被る可能性があります。くれぐれも慎重な検討をした上で対応する必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 おわりに

実際の実務においては、本件のような執行妨害案件が頻繁に起きていると言っても過言ではありません。相手方は、緊迫状態を演出して、考える時間を与えることなく、一見すると当方にとって有利に思われるような提案をしてきます。このような提案が「巧妙な罠」なのではないか。そのように考えて検討してみることが不可欠です。このような「巧妙な罠」の「和解提案」をしてくる場合は、その前の段階で「何となく怪しい」と感ずる場面があるはずです。

もちろん、信頼できる相手方からの真摯な和解提案がなされることも当然ありますし、そのような場合の方が多いと思います。しかし、「巧妙な罠」に陥ることによる被害は甚大です。常にそのような兆候を見逃さない注意力を発揮することが必要になると思われます。

本記事の議論によって、民事執行法・民事保全法・倒産法に関する知識を悪用した「巧妙な罠」に陥らないよう注意する一助にしていだければ幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【会社法】

定時株主総会を見据えた 定款・株式取扱規程・取締役会規則の見直しポイント



大江橋法律事務所 弁護士／
カリフォルニア州弁護士

尾形 優造

▶ PROFILE

yuzo.ogata@ohebash.com

第1 はじめに

本稿では、近年のコーポレートガバナンスの進展、それに呼応するようなアクティビスト株主の活発化等を踏まえ、主に上場会社を対象として、①株主総会の円滑な運営のための備え、②株主総会後のガバナンス強化への対応、③コロナ禍等の不測の事態への備えの3つの観点から、定款・(定款の委任に基づく)株式取扱規程・取締役会規則に関し、定時株主総会を見据えて見直しを行うべきポイントをご紹介します。

なお、本稿における規定例の多くは、多くの上場会社において採用されている全国株主連合会(全株懇)モデル^{注1}に筆者が若干の調整を加えたものですが、実際に採用される際は、各会社に応じた更なるカスタマイズが必要になる点にご留意ください。

第2 株主総会の円滑な運営のための備え

1 議決権の代理行使に関する制限

【定款・株式取扱規程】

株主は株主総会の議決権行使を代理人に委任できるところ(会社法310条1項)、株主総会が第三者により攪乱されることを防止するため、会社は株主総会に出席できる代理人の資格や数を制限することができると理解されており、多くの上場会社で、代理人を名義株主1名に限る旨を定款に規定しています。

この点に関して、近年の会社と投資家との対話促進の流れ

の中で、全株懇が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(2015年11月13日決定、2021年8月27日改正)^{注2}を公表し、グローバルな機関投資家等が適法に株主総会に出席するための具体的な方法として、実質株主である機関投資家等による議決権の代理行使を可能とする旨を定款に規定する方法を提示しています。株主総会に出席できる範囲を明確にして法的安定性を高める観点から、当該規定を追加することも検討に値します。

【定款】グローバル機関投資家等の株主総会への出席に係る定款変更例 (下線部参照)

変更前	変更後
第●条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 (新設)	第●条(議決権の代理行使) (現行どおり) 2.前項の規定にかかわらず、 取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主

^{注1} 全国株主連合会「全株懇株式実務総覧[第2版]」2-34頁(商事法律、2022)

^{注2} https://www.kabukon.tokyo/data/data/guidelines/¥guideline_2021_j.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

総会に出席してその議決権
を代理行使することができる。

【株式取扱規程】グローバル機関投資家等の 株主総会への出席に係る規定例

第●章 グローバル機関投資家等の総会出席

第●条(定義)

定款第●条第2項に規定される「信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家」(以下「グローバル機関投資家等」という。)とは、法人その他の団体であって以下の各号に定める者のうち、当会社の株式に係る議決権行使の指図権限を現に有する者とする。但し、当該者が指図権限を有する議決権について、議決権を代理行使する株主総会において当該者以外に議決権行使の指図権限を有する者がいない者に限る。

- (1) 信託銀行の名義で株式を保有し、自己名義で保有していない機関投資家又は当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条に定める委託者指図型投資信託の委託会社
- (3) 証券保管銀行(カストディアン)若しくは証券会社等(ノミニール)の名義で株式を保有している日本国外に所在する機関投資家又は当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者

第●+1条(グローバル機関投資家等による議決権の代理行使)
グローバル機関投資家等は、次条から第●+4条までの要件及び手続を満たすことを条件として、当会社の株主総会に出席して議決権を代理行使する(以下単に「議決権を代理行使する」という。)ことができる。

第●+2条(議決権を代理行使できるグローバル機関投資家等の員数)

議決権を代理行使することができるグローバル機関投資家等は、株主名簿に記録された株主(以下「名義株主」という。)1名につき1名とする。

2.前項の規定にかかわらず、同一の株主総会において議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等が名義株主1名につき複数存在する場合において、合理的な理由により当社が複数名の出席を必要と認めた場合には、グローバル機関投資家等1名につき1名の出席を認めることができる。

第●+3条(グローバル機関投資家等及び名義株主による合理的協力)

議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等は、直接又は名義株主若しくは常任代理人を経由して株主総会の2週間前までに当社にその旨を通知しなければならない。

2.議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等及びその名義株主は、グローバル機関投資家等が株主総会に出席しても当該総会における議決権の集計その他の総会運営が正確にかつ円滑になされるよう、当社に対して合理的な協力を行うものとする。

第●+4条(提出書類等)

議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等は、その名義株主又は常任代理人と協働して、次の各号の書類を当社があらかじめ指定した者宛てに提出するものとする。

- (1)委任状
- (2)当社が定める様式の議決権代理行使に関する証明書
- (3)本人確認書類

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(4)職務代行通知書その他当社が要請する書面

2.前項の場合において、日本国外に所在するグローバル機関投資家等であって、名義株主が作成した書類を常任代理人を通じて当社に提出するときは、当該常任代理人による当該書類の作成の真正を証する書類を併せて提出するものとする。

3.前二項に掲げる書類の提出期限は以下のとおりとする。

(1)写し 株主総会の3営業日前までに提出する

(2)原本 株主総会当日に持参して提出する

に応じて募集株式の
割当て及び募集新
株予約権の割当てを
受ける権利

2 単元未満株式についての権利制限【定款】

単元未満株式についての権利に関しては、定款で規定することにより、会社法189条2項各号に定められた権利以外の権利の全部又は一部を付与しないことが認められています(同項柱書)。例えば、単元未満株式について各種書類(定款及び株主名簿を除く)の閲覧・謄写請求権等の権利を認めない場合、認める権利を列挙し、それ以外の権利は認めない旨規定することが考えられます。

【定款】単元未満株式についての権利制限に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
(新設)	<p>第●条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)株主の有する株式数</p>

3 株主提案権の行使に関する制限【株式取扱規程】

(1)字数制限

株主提案に係る提案理由及び役員選任議案等に関する一定の事項については、株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合には、その概要を記載すれば足り(会社法施行規則93条1項柱書)、会社があらかじめ定めた分量を超える場合も同様とされています(同項括弧書)。旧商法時代に存在した400字以内という制限を下回らない限り、直ちに不合理な制約と評価されることはないと考えられることから、400字の字数制限を株式取扱規程において設けることが考えられます。

【株式取扱規程】株主提案に係る提案理由を参考書類に記載する場合の字数制限に関する規定例

第●条(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は次の各号のとおりとする。

(1)提案の理由
各議案につき400字

(2)提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者につき400字

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法

令和元年改正会社法において、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、取締役会設置会社の提案株主が議案要領通知請求権の行使により提出しようとする議案の数が10を超える場合、会社は10を超える数に相当することとなる数の議案について、議案要領通知請求を拒絶できるとする規定が新設されました(会社法305条4項前段)。提案株主が10を超える議案を提出した場合、どの議案が個数制限に抵触し、拒絶されることになるかについては、株主があらかじめ議案相互間の優先順位を定めている場合はこれに従い、それ以外の場合には取締役が定めるものとされています(同条5項)。

取締役が拒絶対象の議案を定める方法については、事前に何らかのルールを設けておかなければ、混乱が生じるおそれがあるため、あらかじめ株式取扱規程に定めておくことが考えられ、合理的な決定方法として、立案担当者解説^{注3}では、以下のような規定が例示されています。

【株式取扱規程】10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法に関する規定例

第●条(株主提案権の個数制限)

議案を、原則として、株主が記載している順序に従って、横書きの場合には上から(縦書きの場合には右から)数えて決定するものとするが、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難である場合には、取締役が任意に選択するものとする。

主本人確認指針」(2008年12月5日決定、2020年10月16日最終改正)^{注4}において、証明資料や確認方法について例示されています。

【株式取扱規程】株主確認の方法に係る規定例

第●条(株主確認)

株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。但し、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2.当社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3.代理人により請求等をする場合は、前二項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4.代理人についても第1項及び第2項を準用する。

(3) 株主確認方法

会社は、代理権を証明する方法を定めることができるため(会社法施行規則63条5号)、上場会社の多くは、あらかじめ定款及び株式取扱規程をもって代理権を証明する方法を定めています。なお、「証明資料等」については、全株懇が公表している「株

^{注3} 竹林俊憲編「一問一答 令和元年改正会社法」63頁(商事法務、2020)

^{注4} http://www.kabukon.net/pic/study_2020_09.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 株主総会後のガバナンス強化への対応

1 責任限定契約の導入・対象範囲の拡大【定款】

平成26年会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大され、非業務執行取締役や社外監査役でない監査役についても、定款の定めにより責任限定契約を締結可能になりました(会社法427条1項)。優秀な役員の確保及び経営判断等に関する萎縮効果の排除によりガバナンス強化を図るべく、責任限定契約を導入したり、対象役員の範囲を拡大したりする例が増えております。

【定款】責任限定契約に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
<p>第●条(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第●条(取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第●条(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427</p>	<p>第●条(監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427</p>

条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

2 買収防衛策に関する規定の改廃【定款】

買収防衛策の導入に際しては必ずしも定款の定めを要するわけではありませんが、取締役会設置会社では、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り株主総会において決議できるとされていることを踏まえ(会社法295条2項)、株主総会の決議による買収防衛策導入の法的根拠を明確にするために、あらかじめ定款に定めを設けている会社が相当数あります。

近年では買収防衛策に係る議案に対して議決権行使助言会社や機関投資家から厳しい判断が示される傾向があります。これに加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」^{注5}において、買収防衛策(同指針では「対応方針」)が事前に開示されていることで、導入企業は(望ましい買収も含めて)潜在的な買収先候補から除外されている可能性があり、経営への外部からの規律が弱まるという指摘が紹介されていることも踏まえ、買収防衛策を更新せずに当該定款の定めを廃止することも考えられます。



注5 <https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003.html>と参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【定款】買収防衛策に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
<p>第●条(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>当会社の株主総会においては、法令又は定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2.当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p> <p>3.第1項における買収防衛策とは、当社が資金調達又は業務提携等の事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入と</p>	(削除)

<p>は、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。</p>

3 取締役会議長の柔軟化【定款】

定款上、代表取締役社長が取締役会議長を務めるとの規定例も珍しくありませんが、ガバナンス強化の観点から、業務執行取締役ではなく社外取締役が取締役会議長を務める例も近年増加しています。

その時々で最適なガバナンス体制を構築できるように、取締役会議長(及び取締役会の招集権者)について、代表取締役社長に決め打ちしない形に変更することが検討されます。

【定款】取締役会議長に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
<p>第●条(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>第●条(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>

4 取締役会決議事項【取締役会規則】

(1) 補償契約の内容の決定・D&O保険契約の内容の決定

令和元年会社法改正において、補償契約の内容の決定(会社法430条の2第1項)及び役員等賠償責任保険契約(いわゆるD&O保険契約)の内容の決定(同法430条の3第1項)は、取締役会決議を要する事項とされました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

D&O保険に加入されている会社が多いと思われませんが、D&O保険と補償契約とでは、カバーされる範囲や支払までの手続等を比較すると一長一短があるため、役員の変更時期である定時株主総会の機会に、役員が萎縮することのない適切なインセンティブ付けができていないか、自社の現状に照らし検討することが望まれます。

なお、D&O保険契約を更新する際には改めて契約内容を決定することになるため、取締役会決議を要するという指摘がありますので、契約更新も漏れないように取締役会決議事項として規定しておくことが穏当です。

(2) 取締役会付議基準の絞り込み

近年、ガバナンス強化の観点から社外取締役の増員等を通じた監督機能の向上が求められています。これに伴い、取締役会の役割も意思決定機能を重視したマネジメント・モデルから、監督機能を重視したモニタリング・モデルに移行することが想定され、その場合個別具体的な業務執行に関する事項については業務執行側にその権限を委任することになるため、数値基準の引き上げや対象範囲の限定などにより取締役会付議基準をより重要なものに絞り込むことが考えられます。

第4 コロナ禍等の不測の事態への備え

1 バーチャルオンリー株主総会【定款】

上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けて注6、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることで、バーチャルオンリー株主総会が開催可能になります（産業競争力強化法66条1項）。定款変更なしにバーチャルオンリー株主総会を開催可能とする特例措置は2023年

6月16日をもって終了しているため、実際にバーチャルオンリー株主総会を開催するか否かにかかわらず、感染症拡大や天災地変の発生等の不測の事態に備え、定款変更しておくことが考えられます。

なお、議決権行使助言会社であるISS (Institutional Shareholder Services) が、「バーチャルオンリー型株主総会の開催を感染症拡大や天災地変の発生に限定する場合」を除き、原則として反対推奨することとしていることを踏まえ、そのような限定を明記することも考慮に値します。

【定款】バーチャルオンリー株主総会に係る定款変更例(下線部参照)

変更前	変更後
<p>第●条(招集)</p> <p>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第●条(招集)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当会社の株主総会は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>【OR】</p> <p>2. 当会社は、<u>感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして</u></p>

注6 経済産業省「場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html)ご参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

適切でないと取締役会が
決定したときには、株主総
会を場所の定めのない株
主総会とすることができる。

2 剰余金の配当の決定機関の変更【定款】

コロナ禍等の不測の事態によって期末決算業務に遅延が生じると、定款上、事業年度末日時点の株主に対して剰余金の配当を行う旨の基準日の定めがあるにもかかわらず、基準日から3か月以内に配当決議ができずに、基準日株主に対して剰余金の配当ができないう事態に陥り、株主に不利益が生じる可能性があります。

このような事態への備えとして、会社法459条1項に基づき、株主総会のみならず取締役会でも剰余金の配当の決定を行える旨の定款の定めを設けておくことが考えられます。当該規定を設けるためには、取締役の任期が1年である必要があるため（同柱書第1括弧書）、この点も含めた定款変更を要する場合があります。

なお、会社法460条1項に基づき、剰余金の配当の決定権限を株主総会から奪う場合はもちろん、これを奪わない場合でも会社の機関設計によっては反対（反対推奨）する機関投資家や議決権行使助言会社も存在するため、機関投資家等の動向を注視する必要があります。

【定款】剰余金の配当の決定機関の変更に係る定款変更例（下線部参照）

変更前	変更後
(新設)	<p>第●条（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。</p>

第5 おわりに

株式会社の定款・株式取扱規程・取締役会規則といった会社機関に関する規程については、会社法改正の際に見直されるのが通例ですが、本来的には日々進化し続ける自社のコーポレートガバナンスの在り方に即したカスタマイズが必要になります。

多くの上場会社が定時株主総会を控えられ、会社機関に関する規程の参照頻度が高まる時期かと思います。これらの規程が自社のコーポレートガバナンスの在り方に即した内容になっているか、本稿がその点を見直す契機となれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【消費者裁判手続特例法】 消費者裁判手続 特例法と企業対応



大江橋法律事務所 弁護士
小林 直弥

▶ PROFILE

naoya.kobayashi@ohebashiri.com

第1 はじめに

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」といいます。)は、消費者被害を集団的に回復するための裁判手続を定める民事訴訟法の特別法です。この法律は、平成28年に施行されましたが、令和4年に改正法が成立し、令和5年10月1日から改正法が施行されています。法改正に伴い、今後、この法律の利用件数が増えることが予想されますが、企業の皆様にとっては、まだ知名度は高くはないと思われます。本稿では、令和4年改正も踏まえつつ、この法律の概要と、企業側の対応として留意すべき事項について解説します^{注1}。

第2 手続概観

一般的に、消費者被害は、同一の事業者の行為によって、多数の消費者に同種の被害が発生するという性質があります。消費者裁判手続特例法は、このような消費者被害の特徴に着目し、効率的な被害回復を目的として、以下の二段階の手続を用意しています(消費者団体訴訟制度(被害回復)。以下「本制度」といいます。)

①相当多数の消費者に生じた財産的被害等について、事業者が、これらの消費者に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うか否かを判断する手続(共

通義務確認訴訟)

②上記①の結果を前提として、個々の消費者における請求権の存否及び内容を確定する手続(簡易確定手続)

①の共通義務確認訴訟は、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体(以下「団体」といいます。)が原告となり、事業者を被告として訴えを提起することにより開始します。共通義務確認訴訟は、後述するとおり、多様性、共通性及び支配性という本制度特有の訴訟要件を満たす必要があります。

共通義務確認訴訟において、事業者の金銭支払義務が確認された場合、その後の手続では、個々の消費者ごとに具体的な支払額を確定することになります。②簡易確定手続は、簡素化された審理によって、個々の消費者における請求権の存否及び内容を確定するための手続です。

簡易確定手続では、消費者の手続参加を促すために、団体による通知・公告や、事業者による通知・公表等の情報提供が行われます。団体は、情報提供を受けて手続に参加する対象消費者等からの授權に基づき、裁判所に対して債権届出を行います。事業者は、届出債権について認否をし、事業者が認めない債権についてはそのまま確定しますが、事業者が認めない債権について、団体から事業者の認否を争う旨の申出がある場合は、裁判所の決定により、対象債権等の存否及び内容が確定され

^{注1} 令和4年改正により、一定の場合には、事業者以外の個人(法人である事業者の事業監督者や被用者)も被告にできることとなりました(消費者裁判手続特例法3条1項5号、3項3号)。法律では、事業者と個人を併せて「事業者等」と定義されています(同法2条4号)、本稿では、読みやすさの観点から特に区別せず「事業者」を用います。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ることになります。

裁判所による決定に対して不服がある当事者は異議申立てをすることができ、異議申立てにより、通常訴訟に移行します。

第3 共通義務確認訴訟提起前における対応

団体は、消費者から消費者被害に関する情報提供を受けたり、国民生活センターが運営するPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)^{注)2}による情報収集等を通して、対象とする事案を選定します。

消費者裁判手続特例法は、共通義務確認訴訟の提起前に、団体から事業者に対して、事前に通知等を行うことは求めています。もっとも、団体は、訴え提起前に事業者に対して確認書や申入書等を送付し、事前交渉をするのが一般的です。この中で、事実関係や事業者の法の見解、自主的な返金等の対応の有無やその意向等が確認され、必要があれば、事業者による自主的な返金等の対応が求められます。実際に、事業者が、団体との事前交渉を踏まえて自主的に返金等の対応を講じることにより、一定の被害回復が図られるケースも多くあります。

事業者としては、このような団体との事前交渉に応じる法的義務はありませんが、申入書や事業者の回答書等については、団体のHP等で公表される可能性があることから、団体との事前交渉には真摯に対応する必要があります。団体の主張が妥当ではない場合には、データや法の見解等を示して十分に反論する必要がありますが、自社の行為に問題があると考えられる場合には、訴訟に至った場合のレピュテーションリスク等も考慮した上で、返金等の自主対応を行い、訴訟に移行する前に解決することも検討する必要があります。

第4 対象となる請求権

■ 総論

この制度の対象となる請求は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する以下の請求です(消費者裁判手続特例法3条1項)。

- ① 契約上の債務の履行請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④ 不法行為に基づく損害賠償の請求

① 契約上の債務の履行請求や② 不当利得に係る請求については、基本的には契約上の地位の実現や原状回復にとどまりますが、③ 及び④ の損害賠償請求については、無限定に範囲が拡大するおそれがあります。そこで、事業者の予測可能性を確保し、簡易確定手続における審理の煩雑を避けるため、③ 及び④ については、拡大損害、逸失利益、生命・身体損害と一部の慰謝料が、本制度の対象から除外されています(消費者裁判手続特例法3条2項)。

なお、消費者は、本制度の対象外とされた損害に係る賠償請求について、自ら別訴を提起することは可能であり、その中で、共通義務確認訴訟で認められた事実関係や事業者の責任原因を引用する可能性はあります。事業者としては、このような可能性も踏まえて、共通義務確認訴訟における対応は慎重に行う必要があります。



注)2 消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 慰謝料

令和4年改正前は、慰謝料については一律に本制度の対象外とされていましたが、令和4年改正により、①慰謝料額の算定の基礎となる主要な事実関係が消費者に共通するものであり、かつ、②(a)財産的請求と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づく場合か、又は(b)事業者の故意によって生じた場合のいずれかに該当する場合には、本制度の対象になることとされました。

例えば、大学入試の受験生たる消費者が事前説明なく性別等により一律に得点調整を受けたような事案において、受験料相当額等と併せて請求される慰謝料は、①及び②(a)を満たし、本制度の対象になると考えられています^{注)3}。

また、法改正の過程では、過失による個人情報漏洩事案を本制度の対象に含めるか否かが大きな議論となりました。結果として、改正法は、個人情報漏洩事案か否かで対象範囲を画することはしていません。しかし、一般的な個人情報漏洩事案では、単に個人情報が漏洩したのみでは、慰謝料以外の財産的損害は発生しないことが多いため、基本的には、事業者が故意に個人情報を漏洩したのではない限り、本制度の対象にはならないと考えられます。

ここでの「事業者の故意」とは、事業者が、精神的苦痛を生じさせる被害を発生させることになることを認識しながら、あえて不法行為を行った場合が想定されています。例えば、事業者が本人の同意なくその個人情報をいわゆるカモリストとして名簿屋に売却したような事案における慰謝料等が、これに該当します^{注)4}。

事業者の過失(重過失を含む)にとどまる場合は要件を満たさないため、外部からの攻撃による情報漏洩や過失による情報漏洩(例えば、従業員による業務用ノートパソコンの紛失や、Web上での操作ミスにより、顧客情報がインターネットにおいて閲覧可能となっていた場合等)は、対象に含まれません。また、内部者の不正による情報漏洩(例えば、元従業員が個人情報を盗み出

し、外部に売却していた場合等)については、従業員に故意があるということから直ちに事業者の故意が認められるわけではないと考えられます。

3 不当表示

訴訟には至っていませんが、団体からの申入れ事案としては、景品表示法上の不当表示事案が多いです。特に、景品表示法違反の優良誤認表示を行っていたとして、消費者庁が事業者に対して措置命令を行ったところ、団体は、これらの表示は、重要事項の不実告知(消費者契約法4条1項1号)にも当たるため契約は取消し得るなどとして、商品代金を消費者に返金するよう申し入れる事案が多く存在します^{注)5}。

不当表示の対象が低額の商品である場合、本制度を利用すると団体にとって費用倒れになることから、団体により共通義務確認訴訟が提起されることは現実的ではありません。しかし、景品表示法違反を理由に行政処分がされている場合には、既に事業者のレピュテーションには大きな影響が生じています。事業者としては、さらなるレピュテーションの低下を回避するために、自主的な返金対応を含めて団体からの申入れに対して慎重に対応する必要があります。

^{注)3} 伊吹健人ほか「消費者裁判手続特例法改正の概要」NBL1224号77頁。

^{注)4} 伊吹ほか・前掲注3・77頁。

^{注)5} 例えば、消費者支援機構関西が、葛の花由来インフラボンを機能性関与成分として痩身効果を標ぼうする機能性表示食品について優良誤認表示を理由に消費者庁から措置命令を受けた販売業者に対して、重要事項の不実告知に当たるとして購入者への通知と返金を申し入れた事案(2018年3月9日)など。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 共通義務確認訴訟に 特有の訴訟要件

1 多数性

本制度は、相当多数の消費者に生じた財産的被害等を集団的に回復するための制度であることから、共通義務確認訴訟を提起するには、財産的被害等が「相当多数の消費者に生じた」ことが必要です。一般的な事案では、数十人程度であれば、多数性の要件を満たすと考えられています^{注)6}。

2 共通性

個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係が、その主要部分において共通であり、かつ、その基本的な法的根拠が共通であることが必要です。個々の消費者に関する損害や因果関係については、個々の消費者ごとにその有無を判断すべきものであるため、簡易確定手続で審理されます。したがって、共通義務確認訴訟の訴訟要件として、個々の消費者に関する具体的な因果関係や損害が共通している必要はありません。ただし、³で後述するとおり、個別の損害や損失、因果関係の有無等の「個々の消費者の事情」が消費者ごとに多様であるため、簡易確定手続において相当程度の審理を必要とすると判断される場合には、支配性の要件を満たさないとし、訴えが却下される可能性があります。

3 支配性

共通義務確認訴訟に係る請求を認容する判決をしたとしても、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である場合には、共通義務確認

訟は却下されます(消費者裁判手続特例法3条4項)。

例えば、請求権の発生が個別事情に係っている場合(契約不適合責任の追及において、商品ごとに不具合の存否や程度が異なる場合等)、請求権の額が個別事情に係っている場合(過払金返還請求において、消費者ごとに借入金の額や返済時期が異なる場合等)、請求権に対する抗弁が個別事情に係っている場合(詐欺的勧誘を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求において、消費者ごとに契約締結に至る経緯や属性などの個別事情により過失相殺の判断が左右される場合)が挙げられます^{注)7}。

第6 和解

1 令和4年改正による和解の柔軟化とその影響

令和4年改正前においては、共通義務確認訴訟における和解の対象は、共通義務の存否に限定されていました。そのため、請求の認諾又は放棄に近い和解しかすることができず、和解は現実的ではありませんでした。団体としても、共通義務確認訴訟における和解が期待できない以上、ひとたび訴えを提起すれば、費用・時間をかけて訴訟追行しなければならず、訴訟提起へのハードルは高いものでした。

令和4年改正により、和解内容の制限が撤廃され、より柔軟な和解が可能となりました。これにより共通義務確認訴訟における和解も一定程度期待できることから、団体としては、事前

^{注)6} 消費者庁消費者制度課編「一問一答消費者裁判手続特例法」17頁(商事法務、2014)。

^{注)7} 消費者庁消費者制度課編・前掲注6・36-37頁。なお、最判令和6年3月12日裁判所HP参照(令和4年(受)1041号)は、虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大説明により情報商材を販売したとする不法行為事案について、個々の対象消費者ごとに個別に過失相殺や因果関係を審査する必要あり、支配性を欠くとして訴えを却下した原判決を破棄し、事件を第1審に差し戻しました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

交渉で一定の結論が出ない場合には、訴え提起という判断を採りやすくなったといえます。他方、事業者としても、共通義務確認訴訟が提起されたとしても、和解により早期解決を図ることで訴訟追行の負担を軽減することができますし、和解内容次第では、レピュテーションへの影響を軽減することもできます。事業者としては、これまでどおり、訴え提起前の事前交渉において団体と和解をするという事はあり得ますが、訴え提起後に、裁判所が開示する心証も踏まえながら、和解を検討するという選択肢もとり得ることになります。

2 和解の類型

共通義務確認訴訟における和解の類型としては、以下のものが考えられます。

(1) 和解金債権の存在を認める和解

責任(共通義務)の有無に言及することなく、一定の和解金債権支払いを約する和解です。事業者としては、共通義務の存在については認められないという場合でも、一定の和解金債権の支払いを約することで訴訟を終結させることができます。また、前記第4・1のとおり、本制度においては、拡大損害、逸失利益、生命・身体損害と一部の慰謝料は対象から除外されているため、これらの損害については、消費者が本制度外で別訴を提起する可能性があります。和解において和解金債権支払いのみを約し、責任(共通義務)の有無には言及しなければ、当該別訴において和解の結果が事業者の不利に利用されることを回避することができます。

(2) 事業者が支払う総額を定める和解

事業者としては、事業者が支払う総額を定める和解をすることにより、リスクコントロールが可能になります。もっとも、支払総額が損害総額に足りない場合等には、個々の消費者が支払いを

受けられる金額は、手続に参加する消費者の人数により変動し得ることになります。したがって、このような和解を行うことの合理性が求められるほか、この点について消費者に対して十分な情報提供をすることが重要となります。

(3) 第三者に寄付をする和解

第三者に寄付をする和解は、事業者の手元に不当な取引により得た利益を残さず、事業者のレピュテーションの回復に資するものといえます。もっとも、個々の消費者の被害救済が本制度の原則であることから、このような和解を行うのは、合理的な方法によっても消費者への支払いが現実的になれない場合や、和解による救済を選択した消費者が見込みより少なかったことなどにより残余金が生じる場合等が念頭に置かれています^{注)8}。寄付先は、消費者団体訴訟等支援法人に限って許容されています(消費者裁判手続特例法89条2項)。

(4) その他の和解

その他、事案によっては、事業者が消費者に金銭以外の財産的利益(クーポンなど)を提供する和解や、金銭の支払いによらない解決(例えば、契約期間の延長や料金の割引といった方法による解決等)等も考えられます。

また、一般的な和解であれば、口外禁止条項等が定められますが、本制度では、対象消費者等への情報提供(消費者裁判手続特例法26条以下)や、他の団体に対する通知(同法84条)が予定されているため、これらの条項に違反しない範囲・事項についてのみ口外禁止条項等を定めることができると考えられます。

注)8 例えば、事業者の売上簿等から対象となる消費者の人数は把握できるが、個々の消費者の氏名、住所及び連絡先や取引の記録が残っておらず、一般的な情報提供によっても全ての消費者が和解を認識することが期待できない場合などに、事業者が支払う解決金の総額を定めつつ、残余金を寄付するといった内容の和解が考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第7 おわりに

消費者被害を発生させないことが一番ですが、有事に備え、平時の段階から、本制度の理解を深めておくことは重要です。本稿が、本制度に対する理解を深める一助となれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。